

消防団地域貢献表彰要綱

(目的)

第1条 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(平成25年法律第110号)の制定の趣旨を踏まえ、地域防災力の向上や消防団員の確保等に特に積極的に取り組む消防団及び消防団事務を所管する機関(市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。))及び消防本部。以下「市町村等」という。)に対し、この要綱の定めるところにより、総務大臣が表彰する。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号いずれかに掲げる消防団及び市町村等として都道府県知事から推薦のあったものについて、総務大臣が審査し決定する。なお、令和5年度以降に表彰を受けた消防団については、原則として、表彰を受けた年度から起算して5年間は、表彰の対象から除く。

(1) 平常時の活動(災害時の活動を除く。)により、地域防災力の向上に寄与するとともに、地域住民の安全の保持、向上に顕著な功績があり、全国模範となる消防団及び市町村等。

(2) 消防団員の確保について特に力を入れている消防団及び市町村等。

2 前項の規定によるほか、総務大臣は、特に顕著な功績のあったと認められる消防団及び市町村等を表彰の対象とすることができる。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状のほか、これを記念する物品を添えることができる。

(表彰の回数)

第4条 表彰は、原則として毎年度1回行う。

(推薦に必要な書類)

第5条 都道府県知事は、次に掲げる書類をもって推薦すること。

(1) 推薦書(別記様式第1)

(2) 功績調書(別記様式第2)

(3) その他参考となる資料

附 則

この要綱は、令和2年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年２月２２日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年３月１４日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年２月２２日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１０月１９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１２月２２日から施行する。